



Osaka Gakuin University Repository

| | |
|------------------------|--|
| Title | 世界ジェンダー・ギャップ指数報告書と政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 Global Gender Gap Index Report and Act on Promotion of Gender Equality in the Political Field |
| Author(s) | 有澤 知子 (Tomoko ARISAWA) |
| Citation | 大阪学院大学 法学研究 (OSAKA GAKUIN LAW REVIEW), 第44巻 第2号 : 1-32 |
| Issue Date | 2018.3.31 |
| Resource Type | Article/ 論説 |
| Resource Version | |
| URL | |
| Right | |
| Additional Information | |

〈論
説〉

世界ジェンダー・ギャップ指数報告書と 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

有 澤 知 子

一. はじめに

二. 世界ジェンダー・ギャップ指数

- (一) 経済分野と日本
- (二) 政治分野と日本
- (三) 健康分野と日本
- (四) 教育分野と日本

三. 世界ジェンダー・ギャップ指数とジェンダー不平等指数

四. 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

- (一) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の成立
 - (二) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の概要
 - (三) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律
- 五. おわりに

一. はじめに

男女共同参画社会基本法が平成一一年に成立してからもう少して二〇年になる。その間日本の男女平等は進んだの

| 順位 | 国名 | HDI値 |
|----|---------|-------|
| 一 | ノルウェー | 〇・九四九 |
| 二 | オーストラリア | 〇・九三九 |
| 二 | スイス | 〇・九三九 |
| 四 | ドイツ | 〇・九二六 |
| 五 | デンマーク | 〇・九二五 |
| 五 | シンガポール | 〇・九二五 |
| 七 | オランダ | 〇・九二四 |
| 八 | アイルランド | 〇・九二三 |
| 一七 | 日本 | 〇・九〇三 |

(人間開発指数) 一八八カ国中日本は一七位

だろうか。世界には男女共同参画に関する国際的な指標がいくつかある。それらの指標において日本の男女平等はどのくらいの位置にいるのかまず見ていこうと思う。国際連合の指標に関しては二〇一五年の指標しかなかったのそれをを用いて比較する。国連開発計画 (UNDP) の「人間開発報告書」には三つの指標が書かれている。

第一に、「長寿で健康な生活」「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の三つの側面を測るもの(平均寿命、一人あたりのGDP、就学率等)として人間開発指数(HDI)がある。

第二に、人間開発における男女格差を示すもので、男女別の人間開発指数（HDI）の比率で示される指標がある。各国のジェンダー開発指数のランキングはHDIにおける男女平等からの全体格差に基づいており、男性優位の不平等も女性優位の不平等も同じ扱いでランキングに反映されるジェンダー開発指数（GDI）がある。

（ジェンダー開発指数） 一六〇カ国中五五位

| 順位 | 国名 | GDI値 |
|----|--------|-------|
| 一 | ウクライナ | 一・〇〇〇 |
| 一 | フィンランド | 一・〇〇〇 |
| 三 | フィンランド | 一・〇〇一 |
| 三 | タイ | 一・〇〇一 |
| 五 | スロヴェニア | 一・〇〇三 |
| 六 | スウェーデン | 〇・九九七 |
| 六 | クロアチア | 〇・九九七 |
| 六 | パナマ | 〇・九九七 |
| 五五 | 日本 | 〇・九七〇 |

第三に、国連の人間開発の達成が男女の不等等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの（妊産婦死亡率、国会議員の女性割合、中等教育以上の教育を受けた人の割合（男女別）等）でジェンダー不平等指数（GII）

と呼ばれる指標がある。

(ジェンダー不平等指数) 一五九カ国中二二位

| 順位 | 国名 | GII値 |
|----|--------|-------|
| 一 | スイス | 〇・〇四〇 |
| 二 | デンマーク | 〇・〇四一 |
| 三 | オランダ | 〇・〇四四 |
| 四 | スウェーデン | 〇・〇四八 |
| 五 | アイスランド | 〇・〇五一 |
| 六 | ノルウェー | 〇・〇五三 |
| 六 | スロヴェニア | 〇・〇五三 |
| 八 | フィンランド | 〇・〇五六 |
| 二二 | 日本 | 〇・一一六 |

国連の指数は国の開発についての度合いも入っているので、日本もそれほど悪い地位にあるのではない。ただ、北欧の国がどの指数においても上位を占めているのはやはり、男女平等が達成されている国であるためであろうか。

この三つの指数に比べて、男女の平等だけを経済、教育、政治、健康の各分野に各使用データをウエイト付けして総合値を算出し、その分野ごとの総合値を単純平均したのが世界経済フォーラムの出した「ジェンダー・ギャップ

指数 (GGGI) である。○が完全不平等、一が完全平等としている。この指数において日本は一四四カ国中二〇一七年には一一四位という不名誉な地位になっている。表はこの後で示すが、なぜ日本はこれほど下位にいるのか、またどうしたらそれが改善できるかについて論じていくことにする。

二・世界ジェンダー・ギャップ指数

スイスのジュネーブに本部を置く民間団体「世界経済フォーラム (WEF)」は、二〇一七年一月二日、世界各国の男女平等の度合いを示した二〇一七年版「世界ジェンダー・ギャップ指数 (Global Gender Gap Index: GGGI)」を公表した。WEFは世界各国の政治家や経営者が集まる「ダボス会議」の主催団体として知られている。二〇〇六年から各国の男女平等についての状況を調査し、ランキングを発表している。国連開発計画から発表されるジェンダーエンパワーメント指数 (GEM) には、国の開発レベルの影響を受け、必ずしも男女間格差を示せないことに比べ、性別による格差を明らかにできることが特徴である。日本は、調査対象一四四カ国のうち一一四位となり前年より三つ順位を落とし、過去最低となった。女性の政治参画が遅れているのが主な理由で、第四次安倍内閣の「女性活躍の推進」が一層問われそうだ。

同指数は、女性の地位を、経済分野、教育分野、政治分野、健康分野の四分野で分析し、ランキング化している。

日本は女性の閣僚や国会議員の少なさが目立ち、政治は一二三位と二〇も順位が下がった。ジェンダー・ギャップ指数の計算で用いられたのは、二〇一七年一月の (世界の女性議員の数を順位化した列国議会同盟 (PFI)) の資料で

あり、一〇月二二日の選挙以前の衆議院の女性議員比率は九・三％でEUの順位でも一六五位であった。一〇月二二日の衆議院選挙では定数の約一〇・一〇％に当たる四七人の女性が当選し、EUにおいては一五九位になったものの、世界約一九〇カ国のうち一五九位であり、この順位の国は中東のイスラム圏の国やアフリカの国がほとんどで、海外と比べると女性の政治への進出は遅れている。

経済は一四位と四つ順位を上げたものの依然低い水準である。男女の収入格差が大きいのが影響している上、専門職や技術職で女性が少ない。教育は識字率は世界一位だが、高等教育の進学率が一〇一位と低く、同分野全体で七位にとどまっている。健康は出生の男女のバランスの改善で、四〇位から一位に浮上した。

上位一〇か国の顔ぶれは順位に変動はあるものの前年と同じ格差が少ない一位から五位までは、アイスランド、ノルウェー、フィンランド、ルワンダ、スウェーデンの順である。

アイスランドは女性の政治への参画が際立つほか、男性の育児休暇も普及している。

その他ではドイツ二位、イギリス一五位、アメリカ四九位、中国一〇〇位でいずれも日本より上で、韓国は一八位だった。

一方下位にはエジプト（一三四位）、サウジアラビア（二三五位）などアフリカや中東諸国が多い。

この指数ではジェンダー間の経済的参加度及び高等教育達成度、健康と生存、政治的エンパワーメントという四種類の指標をもとに格差を算定し、ランキング付けされている。

○が完全不平等、一が完全平等である。表にして各国の指数を見ていくことにする。

7 (44-2-7) 世界ジェンダー・ギャップ指数報告書と政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 (有澤)

| | | | | | |
|----|-------------|-------|-----|-------------|-------|
| 一六 | カナダ(三三五) | 〇・七六九 | 一一八 | 韓国(一一六) | 〇・六五〇 |
| 一五 | イギリス(二二〇) | 〇・七七〇 | | | |
| 一四 | デンマーク(一九) | 〇・七七六 | 一一四 | 日本(一一二) | 〇・六五七 |
| 一三 | ナミビア(一四) | 〇・七七七 | | | |
| 一二 | ドイツ(二三) | 〇・七七八 | 一〇〇 | 中国(九九) | 〇・六七四 |
| 一一 | フランス(一七) | 〇・七七八 | | | |
| 一〇 | フィリピン(七) | 〇・七九〇 | 八二 | イタリア(五〇) | 〇・六九二 |
| 九 | ニュージーランド(九) | 〇・七九一 | | | |
| 八 | アイルランド(六) | 〇・七九四 | 七一 | ロシア(七五) | 〇・六九六 |
| 七 | スロヴェニア(八) | 〇・八〇五 | | | |
| 六 | ニカラグア(二〇) | 〇・八一四 | 四九 | アメリカ(四五) | 〇・七一八 |
| 五 | スウェーデン(四) | 〇・八一六 | | | |
| 四 | ルワンダ(五) | 〇・八二二 | 二〇 | ラトビア(二〇) | 〇・七五六 |
| 三 | フィンランド(二) | 〇・八二三 | 一九 | 南アフリカ(一五) | 〇・七五六 |
| 二 | ノルウェー(三) | 〇・八三〇 | 一八 | ブルガリア(四二) | 〇・七五六 |
| 一 | アイスランド(一) | 〇・八七八 | 一七 | ボリビア(二三) | 〇・七六八 |
| 順位 | 国名 ()は昨年順位 | スコア | 順位 | 国名 ()は昨年順位 | スコア |

ジェンダー・ギャップ指数 (抜粋)

ランキングの上位は北欧諸国、アイスランドは九年連続で首位の座についている。北欧諸国は、評価のうち最も差が出やすい「政治的エンパワメント」で非常に高いスコアを出している。また次に差が出やすい「経済的参加度及び機会」でもスコアが高い。一方「教育達成度」と「健康と生存」では、首位アイスランドから一一四位の日本までの間ではほとんど差が出ていない。北欧諸国の中では相対的に順位の低いデンマークは「政治的エンパワメント」が足を引っ張っている。逆に上位にいるルワンダ、ブルジン、ナミビア等のアフリカ発展途上国は、内戦の影響で男性が多数命を落とした結果、女性の政治家や従業員割合が多くなり、「政治的エンパワメント」と「経済的参加度及び機会」のスコアが高い。

この統計は二〇〇六年から取られているが、その時をもって男女平等に近い国とされた総合順位一位はスウェーデン、続いてノルウェー、フィンランド、アイスランドと上位を北欧諸国が占めた。アジア諸国では、フィリピンが六位に入っていた。日本は総合七九位であった。項目別では「健康」が寿命の伸びから一位、「教育」でも小中高進学率は一位であるが、高等教育進学率の差が大きく五九位となった。大学進学率で男女差があること、さらに科学テクノロジー、工学、数学の分野での男女比が大きく偏っていることが理由である。評価を下げた最大要因は経済界と政界への進出率が低いこと、特に管理職への登用(女性一〇%)、議会への進出(女性九・三%)において男女の格差が大きく両者共八三位となった、「二二〇〇七年版の「男女共同参画白書」でも女性の社会進出度は国際的に低いことが指摘されている。男女共同参画の基本的法制度が整備されても、実態は世界水準には程遠いことが課題である。

〈五年間のデータ〉

二〇一三年 一三六カ国中一〇五位(健康三四位。教育九一位、経済参画一〇四位、政治参画一一八位)

二〇一四年 一四二カ国中一〇四位 (健康三七位、教育九三位、経済参画一〇二位、政治参画一二九位)
 二〇一五年 一四五カ国中一〇一位 (健康四二位、教育八四位、経済参画一〇六位、政治参画一〇四位)
 二〇一六年 一四四カ国中一一一位 (健康四〇位、教育七六位、経済参画一一八位、政治参画一〇三位)
 二九一七年 一四四カ国中一一四位 (健康 一位、教育七四位、経済参画一一四位、政治参画一二三位)

日本は二〇一五年が一〇一位、二〇一六年が一一一位、二〇一七年が一四四位とどんどん順位を落としている。日本の評価は項目ごとに優劣がはっきりしている。読み書き能力、初等教育、中等教育 (中学校、高校)、平均余命の分野では、男女間に不平等は見られないという評価で昨年同様世界一位のランクであるが、労働賃金、女性政治家の数、女性管理職、女性教授、女性専門職、高等教育 (大学、大学院) に占める女性の割合、女性国会議員数では、男女間に差が大きいとの評価で世界ランクがいずれも一〇〇位以下となった。その中でも最も低いのが女性の国会議員数で世界一二九位である。その他の項目でも五〇位を超えるランクは一つもない。全体順位が一四四位という結果はG7諸国とロシアを含む八カ国の中でダントツの最下位である。中国も男女差別がある国のように見えるが、高等教育と教授・専門職で男女平等と評価され、世界ランク一位を獲得している。一方で中等教育、出生率、平均余命では男女差があると評価されており、日本とは全く逆の傾向にある。ちなみに中国の人民代表議員数ランクは六一位と日本よりもかなり高い。

日本は、厚生労働省が旗を振り、企業も性別多様化に力を入れているが、毎年順位が落ちていく。報道では企業の女性管理職比率ばかりが目されるが、大学や国会議員も同じくらい足を引っ張っていることを忘れてはならない。

(二) 経済分野と日本

経済分野の評価項目では、労働参加率は七八%で七九位、賃金の男女差は六七%で五二位とそれほど男女差が大きいもの、収入の男女格差が大きいこと(所得格差)が五二位で一〇〇位と低評価となっている。これは、女性にはパートタイムが多いことを示唆している、しかし、低評価の一番の原因は、社長、取締役などのリーダー的な管理職に女性の数が少ないことである。管理職の女性比率は一四%で一六位である。国家公務員の管理職については指定職相当が三・〇%、本省課室長相当職で三・五%、本省課長補佐相当職、国の地方機関課長が八・五%であり、係長相当職が二二・二%である。地方公務員においても管理職の割合は都道府県が七・七%、政令都市、市区町村で一・二%前後である。まずは公務員から管理職を増やす努力をしなければならない。ドイツにおいては各ラントが女性優先法や男女平等法などをもって、公務員における女性が寡少な分野には女性を昇進させるような取り組みがなされている。民間においては、部長級が六・五%、課長級が九・二%、係長級が一六・二%である。家事との両立や育児休暇など勤続年数に関することについては、それができるような社会でなければならぬことを理解して、管理職の女性を増やす新しい考え方も導入しなければならないのではないかと思われる。終身雇用、年功序列の古い考えを捨てて、また、企業戦士となるような無駄な残業を課すのをやめて、健全なワークアンドバランスを実現できる社会のために公務員も企業も変わらなければならないのではないだろうか。また専門職・技術職の女性比率も六五%で一〇一位になっている。

(二) 政治分野と日本

政治分野の日本の順位は一四四カ国中一二三位でスコアは〇・〇七八となっている。ちなみにアイスランドは〇・七五〇である。計算の根拠は一月現在の列国議会同盟 (IPU) の資料等である。

政治分野においては、国会議員の男女比が偏っていること、女性閣僚の比率が低いこと、女性元首が誕生していないことなどが響いて低評価となっている。

女性議員の数の比率は、選挙前のものであるが、衆議院の女性議員比率が九・三％／男性議員九〇・七％でスコアは〇・一〇二で一二九位になっている。IPUの順位でも一六五位であった。一〇月二二日の選挙で衆議院の女性議員比率が一〇・一〇になり、IPUの順位も一五九位になったが、スコアも〇・一一二になったにすぎず。世界の平均スコア〇・二七九には程遠い。女性議員の数が少ないということは有権者の半数以上を占める女性の意見が反映されていないことにもつながる。もっと民主主義をしっかり実現してほしい。

政治分野における男女共同参画推進法が六月一〇日に成立した。議員の立候補者を男女平等にするものに過ぎないが、女性は政治に向かないという古い考え方を変え、多少女性議員が衆議院でも増えるのではないかと思われる。

内閣での女性閣僚の比率は〇・一八八で八八位である。世界の平均スコアは〇・二〇九であるので、女性の活躍推進を目指しているのなら議員に限らず、民間からでも女性閣僚をもっと任用すべきである。

過去五〇年の女性元首の在任期間については日本では在任期間はなく〇である。これについては他の国でもあり得るので六九位になっている。しかし世界の平均スコアは〇・二〇〇である。男性の政治家が不祥事を起こしていることを考えると、クリーンな女性になることも良いと思うが、世論がまだ女性議員が少ないこともあり女性が政治家に

なること自体の意識が醸成していないと思われる。

政治の分野で日本がすべきことは、まずどうしようもなく世界の動きから遅れている深刻さを認識すること。IPUの順位を見ても世界一八〇カ国の中で一五九位で先進国では考えられない順位である。

ジェンダー・ギャップ指数では衆議院議員の女性議員数を対象としているが、その背景には参議院(参議院はかるうじて二〇・七%であるが)、地方議員を含む全ての議会に女性議員が少ないことがある。都道府県議員は九・八%、市区議員は一四・四%、町村議員は九・七%に過ぎない。諸外国では地方議会の方の女性議員比率が高くなっている。日本では都市部では高まってきても郡部では低くなっており、日本の町村議会の約三割が女性議員ゼロになっている。

女性議員の少なさを知らせる、女性議員が少ないことの問題を知らせる、なぜ女性議員が少ないのか障壁の存在を知らせる、女性議員が増えることのような変化が生まれるか知らせることが必要である。

(三) 健康分野と日本

GGGIでは健康は〇・九八〇で一位、出生時の男女比は〇・九四四で一位。健康寿命も一・〇六〇で一位である。日本は男性の健康寿命が七〇・六年、女性の健康寿命が七五・五年で一位である。介護が必要になる要因は生活習慣病が三割、認知症や高齢による衰弱、関節疾患、骨折、転倒が五割となっている。団塊の世代が七五歳以上となる二〇二五年をめどに重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制、地域包括ケアシステムの保障を実現す

ることが目指されている。今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも地域包括ケアシステムの構築が重要であると思われる。人口が横ばいで七五歳以上人口が急増する大都市部、七五歳以上の人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等高齢化の進展状況には大きな地域差が見られる。地域ケア包括システムは保険者である市町村や都道府県が地域の自主性安体制に基づき地域の特性に応じて作り上げていくことが必要であるとしている。

また健康寿命をのばすには、医療の進歩により平均寿命が延びる一方で、がん、虚血性心疾患、脳卒中、糖尿病、骨粗しょう症等の生活習慣病が増加していることから、がん検診受診率の向上が必須である。生活習慣病の予防・早期発見には、特定健診、特定保健指導の受診率の向上が必要であり、生活習慣病発症予防、健康寿命をのばすためには、質量バランスがとれた食事、減塩、植物繊維摂取、過度の飲酒をしない、禁煙、適度な運動を心がけることが必要である。また、女性の健康寿命をのばすためには、子宮頸がん、乳がんの早期発見、受動喫煙の問題、女性の人生を総合的に捉えて障害を予防する対策が必要である。健康に関する教育の重要性、性差に応じた的確な医療、女性の健康、妊娠、出産、育児、介護の支援の推進が必要とされる。

(四) 教育分野と日本

識字率、初中等教育への進学率の男女比は、一位であるが、大学進学率、科学、テクノロジー、工学、数学 (STEM) の分野での男女比が大きく隔たっていることがスコアが一ではなく〇・九九〇となっている理由である。大学進学率では (絶対数は日本の方が高いもの) 女性の方が男性よりも高い国もあり、その点は日本が不利になる。

アメリカでも日本でもSTEM分野の男女差があることは、大学関係者、政策担当者の間で問題視されていたが、改善は容易ではない。アメリカでは、二〇〇五年に「サマーズ（当時）ハーバード大学学長が、内輪の研究会で、科学分野での女性の進出の遅れについて「生来の適性の差（inherent difference）」という仮説もあると発言したが、男女差別であるという批判を生み学長辞任に発展したこともあった。日本は、内閣府の男女共同参画事業で理科系女子（リケジョ）を増やそうとしている。

研究者に占める女性割合の国際比較を見てもアイスランドが四五・六％で一位、ポルトガル、エストニア、スロバキアが四〇％を超え、スペイン、ギリシャ、ノルウェー、イギリス。ポーランド、トルコ、スロヴェニア、イタリア、デンマーク、アメリカ、ベルギー、スウェーデン、チリ、スイス、アイルランド、フィンランド、ハンガリーが三〇％を超えている。日本は一五・三％と少ないのも教育分野の低い地位の原因になっている。日本においては研究者の就職難も問題になっており、その原因になるかもしれない。大学・大学院の教員総数に占める女性の割合は二三・七％で、教授等は一五・四％を占めるにすぎない。それに比べて短期大学は教員総数に占める女性の割合は五二・二％、教授等も三七・五％である。なお女性教員割合は、小学校が六二・三％、中学校が四三・〇％、高等学校が、三一・七％である。教員以上も小学校が二一・三％、中学校が八・四％、高等学校も八・一％である。日本の中学校の校長の占める女性割合は六・一％で参加国平均は四九・四％であった。仕事時間も日本がダントツで週五五時間になっており、アジアの国は四〇時間を超える国もあるが、ヨーロッパの国は四〇時間未満が多数を占めている。

教育におけるジェンダー平等を進める課題は、次の通りである。

・高等教育を受けた女性の活躍

- ・理工系分野の選択を進めるロールモデル
- ・女性研究者が働き続けやすい環境の整備
- ・女性中高校生の理工系人材の育成
- ・教員の男女共同参画 管理職の女性を増やす、男女共同参画の理解

一番の問題である政治家、公務員や企業の管理職の女性比率をあげるためにはどうしたら良いのだろうか。国会議員や閣僚については、「女性枠」を明示的にも受けられない限り、選挙の結果を左右するような有効な手段はない。しかし日本では、例えば国会議員に男女別の選挙を行うという提案はおそらく受け入れられない。女性閣僚は第一次小泉純一郎政権（二〇〇一〜二〇二年）が五名の女性を採用してから、女性を増やそうとする努力の跡は見られる。（現在の第三次安倍晋三第二次改造内閣では二〇名中三名）。今後も能力がある女性は民間人登用、企業幹部の方も、単に「女性枠」を設けるといふ発想ではなく、「女性登用が企業の利益にとってプラスになるといふロジックを開発、証明することが重要である、様々な視点があることで新規事業の成否の判断がよりの確になる、不祥事を防ぐことができ、危機対応能力が高まると言えるのではないだろうか。

すでに「男女共同参画」の旗を掲げているのであるから、女性の活躍のためにはランキングを引き上げることが自己目的化しない範囲で、このランキングの他の先進国とどこが異なるのかという視点を持つことも良いかもしれない。

三．世界ジェンダー・ギャップ指数と世界不平等指数

世界経済フォーラムが二〇一七年版ジェンダー・ギャップ指数(GGI)を発表した。これは各国の男女格差を表したもので、日本は一四四カ国中一一四位という不名誉な結果だった。

一方、日本のメディアは取り上げないが、国連開発計画(UNDP)の出しているジェンダー不平等指数(GII)という指標では日本は一八八カ国中二位という結果になっている。これまでのGEM(ジェンダーエンパワーメント指数)に変え、二〇一〇年に新たに導入したものである。以下三つの分野における五つの指標を用いて男女間の不平等を測定する。

〈生徒生殖に関する健康分野〉

① 妊産婦死亡率

② 若年(一五歳～一九歳)女性一、〇〇〇人あたりの出産数

〈エンパワーメント分野〉

③ 国会議員女性割合

④ 中等教育以上の教育を受けた人の割合(男女別)

〈労働市場分野〉

⑤ 労働力率(男女別)

GEMが政治・経済分野の女性参画度を中心に算定していたのに対し、GIIは女性の健康や教育水準を評価項目に

加えている。これは人間開発の目的が「選択肢の拡大と自由の達成」であるという基本理念にあり、女性から人間開発の可能性を奪うものとして、教育格差や妊産婦の死亡率、若年女性の出生率など、貧困問題に関係の深い基礎的部分を重視したためである。開発の進んだ先進国が優位となる傾向があり、日本の国際ランキングは一三八カ国中二位だった。

多様な分野でのジェンダー不平等の全てを単一の指数で表すことができないという理解が前提となるが、GIIとGGIのランクの差が、国の開発レベルに比べ、男女平等の進まない日本の現状を浮き彫りにしている。

GIIのデータ 二〇一二年 一四八カ国中二一位

二〇一三年 一四九カ国中二五位

二〇一四年 一五五カ国中二八位

二〇一五年 一五九カ国中二一位

同じ男女平等について調べた指標にもかかわらず、こうも極端な違いが生まれるのはなぜなのだろうか。それぞれの指標の特徴を述べた上で比較を試みる。

この両者が男女格差を図る分野は大まかに教育分野、健康分野、政治分野、経済分野とそれほど変わらないが、基本的なスタンスとその各分野の中でどのような項目を選ぶかが異なる。

ジェンダー不平等指数がある程度国の発展度合いも関係しているのに対し、ジェンダー・ギャップ指数はそういった国の発展レベルによる差を排除し、各国の「男女格差のみ」を測っているという違いがある。例えば、大学進学率

男性五〇%、女性四〇%の国より大学進学率男女共に〇%の国の方がジェンダー・ギャップ指数では順位が高くなるということになる。ジェンダー・ギャップ指数を持ち出してアフリカなどの途上国より日本は男女格差が遅れているといった記事もあるが、そもそもジェンダー・ギャップ指数はそういった先進国、途上国の差を排除してランク付けすることを意図して作られたもので、途上国より遅れているという言い方にはあまり意味がないことになる。

日本に関する項目を見ると、日本は妊産婦死亡率が低く、これがジェンダー不暴動指数のランクを引き上げる一因になっているが、そもそも男性は妊娠することがないので男女格差を測定することが不可能なため妊産婦死亡率はジェンダー・ギャップ指数では採用されていない。このことはジェンダー・ギャップ指数のランクで日本に不利に働くが、逆に妊産婦死亡率の高いフィリピンのような国はジェンダー不平等指数と比べ、ジェンダー・ギャップ指数で順位が高くなる結果となる。他にはジェンダー不平等指数では教育格差を中等教育の就学率で測っているため、中等教育での男女格差がほとんどない日本にとって有利になるが、高等教育の就学率も考慮しているジェンダー・ギャップ指数ではランクが下がる。しかし、大学進学者の数では日本の方が他国より多いのではないかと思われる。理工学系への進学率については確かに男性の方が多く、どの学科を選択するかはその人の個人の問題ではないかとも思われる。女性議員の少なさや男女の賃金格差が日本のランキングを下けているのはジェンダー不平等指数でもジェンダー・ギャップ指数でも変わらない。

このように色々な要因が重なって男女格差を図るランキングでもこれだけ結果に違いが出ている。これは日本以外にも起こっていることで例えば韓国はジェンダー・ギャップ指数では一一八位であるが、ジェンダー不平等指数では一〇位、逆にフィリピンは、ジェンダー・ギャップ指数では一〇位であるが、ジェンダー不平等指数では一一六位と

なっている。

このようにGGGIとGIIで大きくランクが異なるがどちらの指数があてにならないとか間違っているのではない。日本が健康分野で高評価である点や、経済分野や政治分野で低評価といった大まかなところは一致している。男女格差という同じテーマを扱ったランキングでも、何を重視し、どんな要素を採用するかでこれだけ結果が大きく変わってくるということである。

両者を比較すると見えてくる日本女性の現状は、健康は世界トップレベルで、教育はそれなりだが、経済分野や政治分野における女性の社会進出が進んでいないといったところが問題である。女性が社会で活躍するのが難しいのは終身雇用制度に原因があるのでそれを見直せば良いのが、理解が進んでいないためなかなか改善していない。いまだに「男は外で働き、女は家庭を守る」という考えも変わっていないことが、政治分野や経済分野での女性の地位に現れているのかもしれない。六月一〇日に政治分野における男女共同参画推進法ができた。民主主義を実現し女性の声を国政に届けるためにも、女性議員を増やすことは不可欠であると思われる。

四. 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(一) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の成立

女性議員を増やすと言ってもいろいろな方法がある。G7各国における政治分野への女性の活躍促進策を見てみる。「法令上のクォータ制」をとっているのは、フランスとイタリアである。

フランスの選挙制度は、小選挙区制で二回投票制をとっている。下院におけるクォータ制として各政党の候補者の男女差は当該政党の全候補者数の二%以下とするというものである。議員選挙では、男女の候補者の比率の差が二%を超えた政党に対しては制裁として助成金を減額する。

イタリアでは、多数派プレミアム付き比例代表制（原則非拘束名簿式）の選挙制度が取られている。下院におけるクォータ制として、いずれの制の候補者も五〇%とする。候補者名簿は男女交互に掲載する。そして一方の性が候補者の四〇%未満の場合には、公的助成の交付額を最大一〇%削減する。

その他の法令上のクォータとしてはあらかじめ女性議員の比率を定めて議席を確保する議席割当制がある。これはルワンダの上院で採用されている。ルワンダでは二〇〇三年に憲法で、「意思決定の場では女性は最低でも三〇%を占めなければならない。」と規定された。議員数を確実に増やすのはこの方法が最も効果的であるが、割当制は個人の人権を侵害することにも繋がるし、議席の割り当てを日本で採用することは難しいであろう。

「政党によるクォータ」をとっているのがドイツとイギリスとカナダである。

ドイツでは、社会民主党が、一九九〇年に候補者名簿に占める女性割合を二五%以上とするクォータ制を導入し、一九九四年には三分の一、一九九八年には四〇%と段階的に割り当て比率を高めた。

イギリスでは、労働党が隣接する二つの選挙区を一括りとみなし。一方の選挙区で女性、もう一方の選挙区で男性の候補を立てるツイン方式をとる。また、女性単独候補者制（引退議席の半分と労働党が有利な選挙区のうち半分について、候補者を女性のみとする）を導入している。

カナダでは自由党が議会の党候補者の三分の一を女性にしている。

その他のインセンティブ付与として、アメリカでは、民間の選挙支援組織による資金援助、女性候補者への渡欧表の呼びかけ等をしている。例として、民主党には女性候補者の支援するエミリーズ・リストがあり、共和党の女性候補者の支援するウィツシュ・リストがある。

日本では、「政治分野における男女共同参画推進法」が五月一六日参議院本会議で全会一致で可決成立し、二三日にも施行される見通しである。国政選挙などで男女の候補者数を「できる限り均等」にするよう政党に努力義務を課すもので罰則はない。

国際的に遅れている女性の政治参画を後押しすることを狙う議員立法である。ただ罰則規定がない理念法で、各党の自主的な取り組みが問われる。同法は男女が政策立案・決定に共同参画する機会の確保が「多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要」と意義付けた。衆参両院や地方議会の選挙で候補者を擁立する政党や政治団体に、衆参両院や地方議会の選挙で男女の候補者数を「できる限り均等」とするよう求める。目標の設定など自主的な取り組みも求める。国や自治体には、国内外の状況に関する実態調査、啓発活動などの「必要な施策」の策定・実施の泥区義務を課す。

同法は二〇一五年に超党派派議連(会長 中川正春元文部科学相)が原案をまとめたが、一六年の自民党内の議論で一時的に往生した。伝統的家族感を重視する保守系議員らが「女性の社会進出が少子化を生んでいる面もある」(西田昌司参議院議員)などの異論を唱えたためだ。男女同数だった条文は、自民党内合意を優先して均等と曖昧な表現に後退した。「昨年の通常国会で成立の見通しだったが、森友学園問題などによる国会の混乱で持ち越され、秋の衆

議院の解散で廃案となった。同法は自民党への影響が大きい。一七年衆議院選挙の女性候補者は全体で一七・七％（二〇九人）と過去最高だったが、自民党は八％（二五人）にとどまった。「一強」で膨らんだ衆参四〇七議員の多くが男性で選挙区は男性現職で埋まっている。党幹部は「男女均等のために次の選挙に出るな」とはいえない」と指摘する。一方で候補公募の際に女性を優遇する意識は浸透する」との見方も示した。

難しさは野党も同じである。野党幹部な「育児・出産など女性が政界進出しやすい環境が整っていない」と漏らす。国民民主党の舟山康江参議院国会対策委員長は記者会見で「初当選時は一番下の子供が一歳、家族や近所の皆さんが見てくれなければ、国会議員の仕事は到底無理だった」と振り返る、その上で「意思決定の場に女性の視点があると全然違う。最終的に五割を目指す過程の中で（議席や候補者の一定割合を女性とする）クォータ制の検討も始める必要がある」と課題を指摘した。今年四月全党が一致し、衆議院内閣委員長の提案として再提出された。

議連幹事長当時に原案をまとめた野田聖子女性活躍担当相は「多様な民意が反映される政治を作る第一歩がスタートした。立候補をためらっていた女性たちが勇気を持って立ち上がる機会が増えたと期待している」と記者団に語り、理念法でも意義は大きいと強調した。

日本の国会議員の女性比率は衆議院一〇・一％（四七人）、参議院二〇・七％（五〇人）。列国同盟（IPU）の各国下院の調査では日本は一九三カ国中一五九位である。

政治分野における男女共同参画推進法の提出理由は次のようなものである。

政治分野における男女共同参画が、国または地方公共団体における政策の立案及び決定において多様な国民の意見が確に反映されるために一層重要となることに鑑み、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進す

るため、男女共同参画社会基本法の基本理念に則り、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施作の基本となる事項を定める必要がある、これがこの法律案を提出する理由である。

(二) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の概要

この法律はどんな法律であるのか。条文については次に規定することにしてわかりやすくするために概要を示すことにする。

一 目的 (第一条)

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与する。

二 基本原則 (第二条)

- 1 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
- 2 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする。
- 3 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする。

← 基本原則にのっとり

三 責務等 (第三条及び第四条)

① 国及び地方公共団体の責務

政党等の政治活動の自由及び選挙の構成を確保しつつ、必要な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

② 政党その他の政治団体の努力

当該政党等に所属する男女のそれぞれの紅色の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

四 基本的施策

1 実態の調査及び情報の収集等 (第五条)

2 啓発活動 (第六条)

3 環境の整備 (第七条)

4 人材の育成等 (第八条)

五 法制上の措置等

実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要であると認めるときは、必要な法制上又は財政上の措置等を講ずるものとする。

平成三〇年五月二三日公布・施行

(三) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職または内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（次条において「公選による公職等」という。）にある者として国または地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」をいう。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成一一年法律第七八号）の基本理念に則り、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施作の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、持って男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙に

おいて、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数が出来る限り均等となることを目指して行われる者とする。

二 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選似寄る公職等としての活動に参画し、または参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度または慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女がその性別にかかわらず、その子生徒能力を十分に発揮できるようにすることを旨として行わなければならない。

三 政治分野における男女共同参画の推進は、男女がその性別にかかわらず相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職者としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として行わなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則(次条において単に「基本原則」という。)にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由および選挙の公正を確保しつつ、政治活動における男女共同参画の推進に關して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努める者とする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取り組みに資するよう、国内外における当該取り組みの状況に関する実態の調査並びに当該取り組みに関する情報の収集、整理、分析及び提供(事項及び第九条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。

二 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取り組みに資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第六条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(環境整備)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取り組みを積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第八条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第九条 国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上または財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

同参画の推進のために必要な法制上または財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案に関する付帯決議(平成三〇年五月一五日参議院内閣委員会) 政府は、本法の施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 本法第五条(実態の調査及び情報の収集等)の規定に基づき、内閣府は、首長、閣僚、国会議員及び政党における女性の割合、議会における両立支援体制の状況、政党における女性候補者の状況、女性の政治参画への障壁等に関する実態調査、研究、資料の収集及び提供を行うこと。また総務省は、地方公共団体の議会の議員及び長の男女別人数並びに国政選挙における立候補届出時の男女別人数の調査結果を提供するとともに、地方公共団体に対する当該調査への協力の依頼を行うこと。

二 本法第六条(啓発活動)の規定に基づき行われる啓発活動に資するよう、内閣府は、国内外の政治分野の男女共同参画の推進状況に関する「見える化」を推進すること。

三 本法第七条（環境整備）の規定に基づき、内閣府は、国会及び地方議会における議員の両立支援体制等の環境整備に関する調査及び情報提供を行うこと。また総務省は、地方議会において女性を含めたより幅広い層が議員として参画しやすい環境整備について検討を行うこと。

四 本法第八条（人材の育成等）の規定に基づき、内閣府は、各種研修や講演等の場において活用可能な男女共同参画の推進状況や女性の政治参画に関する情報等の資料の提供を行うこと。また総務省は、内閣府と連携して男女共同参画をテーマとする啓発活動を実施するとともに、各種、研修や講演等の場において書く地方議会における「女性模擬議会」等の自主的な取り組みの紹介を行うこと。

右 決議する。

五. おわりに

日本の男女平等は進んだのかということについて、まず、世界の男女平等を指数化して順位付けをした世界ジェンダー・ギャップ指数について見てきた。日本は、健康、教育については、男女平等であるが、女性の社会進出について、まだ女性の能力が特に政治分野と経済分野において認められていないことが明らかになった。いかに社会において平等に取り扱われていないか、政策・方針決定家庭の女性の参画がいかに進んでいないか、世界の国々に比べると恥ずかしい限りである。日本より順位の下なのは中東のイスラムの国かアフリカの発展途上の国しかないのである。

列国同盟 (PLU) は下院の女性議員の数を順位化したものであるが、衆議院選挙後の女性比率を当てはめても一〇・一％にすぎず、一九四カ国中一五九位である。世界の女性議員の平均は二〇％と言われるが、その半分にすぎない。有権者の数は女性の方が多いはずである。それなのに、この数は女性の意見が反映されていないことを示しているのではないだろうか。それでも民主主義と言えるのであろうか。今回の法はフランスのパリテ（候補者男女同数法）を参考にしたものであると言われる。フランスではパリテ法が二〇〇〇年に成立し、男女同数の擁立が義務付けられた。パリテ法ではセクシュアル・ハラスメントの厳罰化や日用品の減税が実現し、子育てや性犯罪など女性の関心が高いテーマが政治的課題になりやすいと言われている。実際に社会において生活している女性目線が政治に反映されれば、生活のしやすい社会ができるのではないだろうか。とにかく政治的分野における男女の平等は日本にとって大きな課題である。

次は経済的分野における管理職を増やすことが課題である。現在女性国家公務員の採用は三〇％を超えている。まずは、本省課室長相当職の国家公務員の四・一％や都道府県における本庁課長相当職の職員が九・三％という割合を増やしていかなければならない。ドイツの第二次男女平等法やラントの女性優先法や男女平等法のような法律が必要なのではないのだろうか。民間企業においても課長級は一〇・三％、部長級については六・六％である。男女雇用機会均等法が一九八五年に出来てから三三年たち、改正も一九九七年に行われている。終身雇用や年功序列また長時間労働をしなければ昇進でいようなシステムを変えていかなければならないのではないだろうか。

女性も資格をとる職業においては増えている。検察官で二二・九％、裁判官が二〇・七％、弁護士が一八・三％おり、医師も二〇・四％、歯科医師が二二・二％、薬剤師に至っては六六・一％を女性が占めている。それに比べて大

学教授が一五・四%、研究者も一五・三%と低い。これらの数を増やすことも課題である。いま日本ではゴール・ア
 ンド・タイムテーブル方式をとって、二〇二〇年までに女性比率を増やそうとしている。しかしそのためには、保育
 所の充実や家事負担の軽減などの課題も克服しなければならない。現在医師不足と言われているが、子育て等のため
 に辞めざるを得ないケースも多々あるからである。そのためにも女性目線の法律の制定や改正が必要である。

世界のジェンダーギャップ指数も一面でははつきりと男女平等の度合いを示している。

それらの課題を克服するように真面目に考えていく必要があるのではないだろうか。このままでは少子高齢化が進
 み、女性が労働市場で活躍しなければ、年金の受給も難かしくなるのではないかと思われる。何よりも男女共に生活
 しやすい社会になるように社会を変えていかなければならないのではないかと思われる。

〈参考文献〉

- ・ 内閣府男女共同参画局 男女共同参画に関する国際的な指数 http://www.gender.go.jp/international/int_syogaikoku/in.....
- ・ HDI, GDI 及び GI については国連開発計画 (UNDP) の「人間開発報告書」より
- ・ Human Development Report 2016 <http://hdr.undp.org/en/data>
- ・ GGGI については世界経済フォーラム「グローバルジェンダー・ギャップ報告書」より
- ・ Global Gender Gap Report 2017 <http://www.weforum.org/reports/the-global-gender-gap-report-2017>
- ・ 内閣府男女共同参画局「共同参画」二〇一八年一月号 <http://www.gender.go.jp/public/kyoudosanaku/2017/2.....>
- ・ 「GGGI 教育分野のランキングは七四位、昨年より若干上がりましたが」 独立行政法人 国立女性教育会館 中野洋恵
- ・ 「二〇一七年 GGGI 総合一四位、経済一四位」 国立大学法人 日本社会事業大学理事長 (元内閣府男女共同参画曲調) 名取はにわ
- ・ 「GGGI2017 と女性の健康」 BPW 東京クラブ、千葉県市原保健所長、藤川真理子

- ・世界「男女平等ランキング2017」日本は114位で昨年より3位後退。北欧諸国が上位 株式会社ニューラル サステナビリティ研究所 [http://sustainablejapan.jp/2017/11/2/gender-gap index](http://sustainablejapan.jp/2017/11/2/gender-gap-index)……
- ・日本経済新聞「日本114位、過去最低、世界の男女平等ランキング」 <http://www.nikkei.com/article/DOXMZ022985930R0>……
- ・「ジェンダー・ギャップ指数」公益財団法人 日本女性学習財団 <http://www.jawe2011.jp/keyword.cgi?nu>……
- ・伊藤隆敏「ジェンダーギャップ指数」世界111位、日本の問題と解決策は」 <https://forbesjapan.com/articles/detail/14902/2/1/1>
- ・「ジェンダーギャップ指数で日本が過去最低の114位に後退 一方でジェンダー不平等指数は112位の高順位 理由は？」 <http://yuu-ku.com/2017/11/04/reason-for-deference-b>
- ・「ジェンダー不平等指数」公益法人 日本女性学習財団 <http://jawe2011.jp/cg/keyword.cgi?num=n0>……
- ・毎日新聞「政治分野の男女共同参画推進不成立 男女候補者「均等」に 罰則規定なし」 <https://mainichi.jp/articles/20180517/dm/001/010/14>……